

第2節 第3次計画における取組及び評価

第3次計画で目標値を設定した指標等に関する進捗状況は次のとおりです。

1 3R指標

第3次計画における3R指標に係る進捗状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 第3次計画(ごみ処理基本計画)3R指標の目標値・実績値

| 3R指標 (目指す方向) | 第3次計画策定時 基準実績値 平成26年度 (2014年度) | 第3次計画改定時 基準実績値 令和元年度 (2019年度) | 実績値 令和5年度 (2023年度) | 令和7年度 (2025年度)目標値 (平成26年度 (2014年度)比) |
|-----------------|---|--|--------------------------|---|
| ごみの排出量 (-) | 66,922t | 58,123t | 53,894t | 55,488t ※1 (約17%削減) |
| 資源化率 (+) | 48.2% | 52.1% | 58.5% | 53.7% ※2 |
| 焼却量 (-) | 37,284t | 29,993t | 22,484t | 15,522t (約58%削減) |
| うち家庭系 | 25,823t | 20,204t | 20,686t | 15,522t |
| うち事業系 | 11,461t | 9,789t | 1,798t | 0t |

※1 令和7年度(2025年度)の目標値は、平成29年度(2017年度)の実績値による発生原単位を基に推計した数値であり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響については加味していない数値です。

※2 令和7年度(2025年度)の目標値は、目標設定時には資源化手法を検討中であり、資源化量が見込めなかったため、紙おむつ及び事業系資源物(混合ごみ)について加味していない数値です。

(1) ごみの排出量

令和5年度(2023年度)のごみの排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から13,028t(19.5%)減少し、53,894tとなり、令和7年度(2025年度)時点の目標を達成しています。主な減少要因として、平成27年(2015年)4月から実施した家庭系ごみの有料化や排出事業者への訪問指導等による分別徹底、令和5年度(2023年度)に事業系植木剪定材排出量が減少したこと等が考えられます。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響については、令和2年度(2020年度)に家庭系ごみの排出量が増加しましたが、令和4年度(2022年度)以降は、令和元年度(2019年度)と同等の水準まで減少しています。一方で、新型コロナウイルス感染症により通常の事業活動が困難となったことから、事業系ごみの排出量は減少し、令和5年度(2023年度)まで横ばいとなっていました。5類感染症への移行、観光客数の回帰等に伴い、令和6年度(2024年度)は増加の傾向となっています。

(2) 資源化率(リサイクル率)

令和5年度(2023年度)の資源化率は、基準年度の平成26年度(2014年度)から10.3ポイント増加の58.5%となり、令和7年度(2025年度)時点の目標を達成しています。

主な増加要因として、事業系ごみの新たな資源化の実施が挙げられます。一方で、令和6年度(2024年度)から予定していた家庭系生ごみの資源化は実現できていない状況です。

(3) 焼却量

令和5年度(2023年度)の焼却量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から14,800t(39.7%)減少の22,484tとなりましたが、令和7年度(2025年度)の目標値を6,962t上回っています。

家庭系ごみの有料化や排出事業者への訪問指導等による分別徹底、事業系ごみの資源化の実施により焼却量は減少しましたが、家庭系生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化が未実施となっており、令和7年度(2025年度)時点の目標の達成には至っていない状況です。

2 環境負荷の指標

第3次計画における環境負荷の指標に係る進捗状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 第3次計画(ごみ処理基本計画)環境負荷の指標の目標値・実績値

| 環境負荷の指標 (目指す方向) | 第3次策定時基準 実績値 平成26年度 (2014年度) | 第3次改定時基準 実績値 令和元年度 (2019年度) | 実績値 令和5年度 (2023年度) | 令和7年度 (2025年度)目標値 (平成26年度比 (2014年度)比) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 温室効果ガス 排出量(-) (二酸化炭素 換算) | 15,799t-CO ₂ | 11,911t-CO ₂ (約24.6%削減) | 8,274t-CO ₂ (約47.6%削減) | 6,028t-CO ₂ (約62%削減) |

(1) ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

令和5年度(2023年度)の焼却量から試算する温室効果ガス排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から約47.6%減少し、8,274t-CO₂となっており、目標値を達成するには、さらに2,246t-CO₂の削減が必要となるため、生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化の実現や、プラスチック及び合成繊維の削減に向けた分別徹底の強化に取り組む必要があります。

なお、主な減少要因は、ごみの排出量や焼却量の減少に伴い、プラスチック及び合成繊維の焼却量も減少したことによるものと考えられます。

3 モニター指標

第3次計画における環境負荷の指標に係る進捗状況は、表2-13のとおりです。

表2-13 第3次計画(ごみ処理基本計画)モニター指標の実績値

| モニター指標 (目指す方向) | 基準年値 | 実績値 令和5年度(2023年度) | 指標で測るもの |
|-------------------------------|----------------------------------|----------------------|---------------------|
| 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量(ー)※ | 783.8g/人・日 平成26年度 (2014年度) | 641.2g/人・日 | 2R(リデュース・リユース)の推進状況 |
| 家庭系燃やすごみ中の 資源物の割合(ー) | 12.76% 平成27年度 (2015年度) | 24.25% | 家庭系ごみの 分別排出の状況 |
| 事業系燃やすごみ中の資源 物・産業廃棄物の割合(ー) | 24.05% 平成27年度 (2015年度) | 18.69% | 事業系ごみの 分別排出の状況 |
| 年間1人当たり経費 (ー)※ | 20,538円/人 平成26年度 (2014年度) | 21,010円/人 | 費用対効果 |

※ 人口は国勢調査を基礎として推計

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5年度(2023年度)の1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から142.6g(18.2%)減少し、641.2g/人・日となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度(2020年度)には718g/人・日に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

減少要因としては、平成27年(2015年)4月から実施した家庭系ごみの有料化による分別徹底や、新たな生活様式が浸透する中、家庭用生ごみ処理機の助成台数が増加していること等が挙げられ、市民の減量意識の高まりがあったものと考えられます。

(2) 家庭系燃やすごみに占める資源物の割合

令和5年度(2023年度)の家庭系燃やすごみに占める資源物の割合は、基準年度の平成27年度(2015年度)から約11.5%ポイント増加の24.25%です。平成29年度(2017年度)以降は年々増加傾向にあり、約21~24%で推移しています。

ただし、全体量である家庭系ごみの収集量自体は、基準年度の平成27年度(2015年度)の20,690tに対して、令和5年度(2023年度)には18,606tまで削減されています。

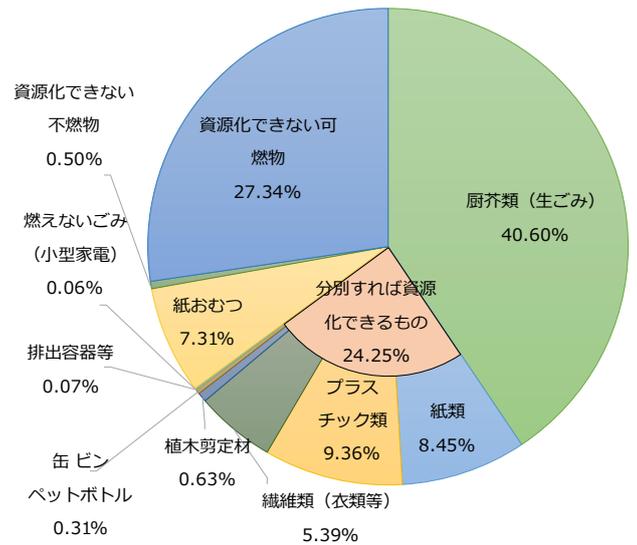


図2-9 令和5年度(2023年度)家庭系燃やすごみに占める資源物割合

(3) 事業系燃やすごみに占める資源物・産業廃棄物の割合

令和5年度(2023年度)の事業系燃やすごみに占める資源物・産業廃棄物の割合は、基準年度の平成27年度(2015年度)から約5.4%ポイント減少し、18.69%となりました。

主な減少要因は、分別の徹底を図るため、事業者に対して実施した訪問指導等の効果と考えられます。

(4) 年間1人当たりの経費

令和5年度(2023年度)の1人当たりの年間ごみ処理経費は、基準年度の平成26年度(2014年度)から472円増加し、21,010円となりました。

基準年度以降は、年々減少傾向にあり、令和2年度(2020年度)には18,672円となりましたが、令和3年度(2021年度)以降は再び増加傾向にあります。特に中間処理費が増加しており、主な要因として、令和4年度(2022年度)から事業系ごみの新たな資源化を実施したことが考えられます。

4 国及び県の計画等指標との比較

令和5年度(2023年度)における国及び県の計画等指標との比較は、表2-14のとおりです。

表2-14 国及び県の計画等指標の実績値・達成状況

| 計画等 | 項目名 | 令和12年度 (2030年度) 目標値 | 本市実績(基本的に 令和5年度(2023年 度)実績) | 達成 状況 |
|--|----------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|----------|
| 循環型社会 形成推進基本 計画(R6.8) | 廃棄物の出口側の 循環利用率(※1) | 44% | 58.5% | ○ |
| | 1人1日当たりごみ焼却量 | 約580g | 約349g | ○ |
| 廃棄物処理 基本方針 (R7.2) | 1人1日当たりごみ焼却量 | 約580g | 約349g | ○ |
| | 一般廃棄物の排出量 | 令和4年度比 約9%削減 | 53,894t (令和4年度比5.1% 削減) | × |
| | 一般廃棄物の出口側の 循環利用率(※1) | 約26% | 58.5% | ○ |
| | 1人1日当たり家庭系ごみ 排出量(※2) | 約478g/人・日 | 約341g/人・日 | ○ |
| | 一般廃棄物の 最終処分量 | 令和4年度比 約5%削減 | 埋め立て量:0t | ○ |
| 食品ロスの 削減の推進に 関する 基本的な方針 (R7.3) | 家庭系食品ロス量(※3) | 平成12年度比 50%削減の 早期達成 | 未開封食品推計量: 平成13年度769t 令和5年度711t | × |
| | 事業系食品ロス量(※3) | 平成12年度比 60%削減 | 未開封食品推計量: 平成27年度270t 令和5年度561t | × |
| | 食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の 割合 | 80% | 令和6年度(※4) 家庭:98.4% 外食:93.2% | ○ |
| 神奈川県循環 型社会づくり 計画(R6.3) | 生活系ごみ1人1日当たり の排出量(※5) | 608g/人・日 | 約641g/人・日 | × |
| | 一般廃棄物の 再生利用率(※1) | 28.0% | 58.7% | ○ |

※1 廃棄物又は一般廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合。国の計画に係る本市の実績は同章第1節4(3)資源化率の58.5%、県の計画に係る本市の実績は飛灰の山元還元量等を含む58.7%を記載。

※2 家庭系ごみは、資源ごみを除いた家庭から出るごみ。

※3 食品ロス量は厨芥類のうち、未開封食品(直接廃棄)、調理残さ(過剰除去)、食べ残しの合計ですが、本市の実

績は、長期の比較が可能な指標として、未開封食品の推計量を記載しています（本市では令和3年度（2021年度）から食品ロスの各項目内訳の調査を実施）。

※4 令和6年度（2024年度）の市民アンケート（資料10）の次の結果を記載しています。

- ・ご家庭で食材を無駄がないように調理に使う・食べるようにしているか
→いつもしている41.2%、ほとんどしている50.7%、時々している6.5% 計98.4%
- ・外食時に食べ残さないようにしているか
→いつもしている64.1%、ほとんどしている26.0%、時々している3.1% 計93.2%

※5 生活系ごみは、生活する過程で発生する廃棄物（廃棄物処理基本方針における家庭系ごみとは異なり、資源物を含みます）。

5 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、類似団体との比較分析を行った結果は、表2-15及び図2-10のとおりです。

本市では、人口1人1日当たりのごみ総排出量が平均よりやや多く、資源回収率や最終処分割合の指標では水準が高い傾向にあります。要因としては、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現のため、資源化可能な品目はなるべく分別収集して資源化し、焼却灰についても溶融固化等による資源化処理を実施していることが考えられます。一方で、最終処分減量に要する費用や人口一人当たりのごみ処理経費は平均より高額となっています。

表2-15 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

| 指標 | 本市実績値 | 類似市町村実績値平均 | 本市指標値 |
|----------------------------------|--------|------------|-------|
| 人口一人一日当たりごみ総排出量(kg/人・日) | 0.837 | 0.797 | 95 |
| 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(t/t) | 58.5% | 23.1% | 253.2 |
| 廃棄物のうち最終処分される割合(t/t) | 0.0% | 4.9% | 200.0 |
| 人口一人当たり年間処理経費(円/人・年) | 20,486 | 13,775 | 51.3 |
| 最終処分減量に要する費用(円/t) | 65,962 | 46,400 | 57.8 |

※環境省による令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査(令和5年度(2023年度)実績)の値を用いているため、県の統計に基づく実績値の記載と異なる項目があります。

※類似市町村は、全国から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村(総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠)を抽出されています。

※指数は、資源回収率は実績値÷平均値×100、資源回収率以外は(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100の算出であり、指数が大きいほど良好な状態を示します。

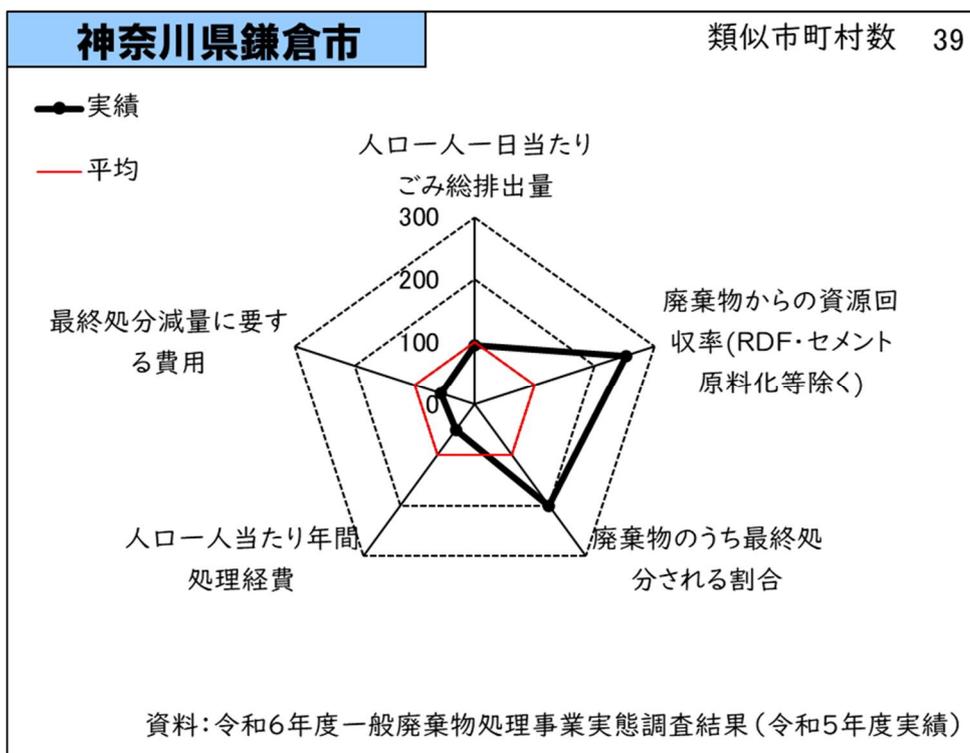


図2-10 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果(指数によるレーダーチャート)

※外側(指数が大きい)ほど良好な状態を示します。

6 施策の評価

第3次計画第2章第5節「基本方針に基づく施策の展開」に位置付けた各施策について、計画期間内における実施状況の評価を行いました。評価基準は次の3段階です。

- A: 行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策
 B: 行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策
 C: 進行が見られない施策、または、凍結している施策

また、各施策の実施に関する具体的な取組内容等、詳細資料は資料7のとおりです。

表2-16 施策の評価

| 施策と主な取組 | | 取組主体 | | | 評価 |
|-------------------------------------|--|------|-----|---|----|
| | | 市民 | 事業者 | 市 | |
| 施策1-1 リデュース(発生抑制) の推進(食品ロス) | (1) 家庭における食品ロスの削減 | ◎ | | ○ | B |
| | (2) 飲食店等における食品ロスの削減 | | ◎ | ○ | A |
| | (3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR | | ○ | ◎ | A |
| | (4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究 | | | ◎ | A |
| | (5) 未利用食品を活用するための活動の支援 | ○ | ○ | ◎ | A |
| 施策1-2 リデュース(発生抑制) の推進(食品ロス以外) | (1) 使い捨てプラスチックの削減 | ◎ | ◎ | ○ | B |
| | (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応 | ◎ | ◎ | ◎ | A |
| | (3) 水切りの普及啓発 | ◎ | ◎ | ○ | A |
| | (4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及 | ◎ | | ○ | A |
| | (5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進 | | ◎ | ○ | B |
| | (6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上 | | ◎ | ○ | A |
| | (7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続 | ○ | ○ | ◎ | A |
| 施策1-3 リユース(再使用) の推進 | (1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充 | ○ | | ◎ | A |
| | (2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供 | | ○ | ◎ | C |
| 施策1-4 リサイクル(再生利用) の推進 | (1) 家庭系生ごみの資源化 | ○ | ○ | ◎ | B |
| | (2) 紙おむつの資源化 | ○ | ○ | ◎ | B |
| | (3) 事業系ごみの最適な資源化 | | ○ | ◎ | A |
| | (4) ごみと資源物の分別徹底 | ◎ | ◎ | ○ | B |
| | (5) 店舗等の店頭回収の促進 | ○ | ○ | ◎ | C |
| 施策2-1 市民に対する 働きかけ | (1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発 | ○ | | ◎ | A |
| | (2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供 | ○ | | ◎ | A |
| | (3) 多様なツールによる情報発信 | ○ | | ◎ | A |
| | (4) 学校等における環境教育等の推進 | ○ | | ◎ | A |
| | (5) 地域での環境学習や3Rの取組支援 | ○ | | ◎ | A |
| | (6) 不適正な排出に対する指導 | ○ | | ◎ | A |
| 施策2-2 事業者に対する 働きかけ | (1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供 | | ○ | ◎ | A |
| | (2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導 | | ○ | ◎ | A |

| | 施策と主な取組 | 取組主体 | | | 評価 |
|---|------------------------------|------|-----|---|----|
| | | 市民 | 事業者 | 市 | |
| 施策3 適正かつ持続可能な ごみ処理の推進 | (1)ごみの適正処理の推進 | | | ◎ | A |
| | (2)処理における環境負荷の低減 | | | ◎ | A |
| | (3)処理経費の削減に向けた検討 | | | ◎ | B |
| | (4)不法投棄、持ち去り対策の推進 | | | ◎ | A |
| 施策4-1 市民サービスの向上 | (1)家庭系ごみ戸別収集の検討 | ○ | | ◎ | A |
| | (2)分別しやすい排出方法の検討 | | | ◎ | A |
| 施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備 | (1)小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討 | | ○ | ◎ | A |
| | (2)かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート | | ◎ | ○ | B |
| 施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進 | (1)3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組 | ◎ | ◎ | ◎ | A |
| | (2)廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働 | ◎ | ◎ | ◎ | A |
| | (3)市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知 | ○ | ○ | ◎ | A |
| | (4)滞在者に対する協力の呼びかけ | ○ | ○ | ◎ | A |
| 施策5-2 事業所としての 市の取組 | (1)市施設における3Rの取組 | | | ◎ | A |
| | (2)再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進 | | | ◎ | A |
| 施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築 | (1)広域連携による新たなごみ処理体制の構築 | | | ◎ | A |
| | (2)バックアップ体制の構築 | | | ◎ | A |
| | (3)災害時の協力支援体制 | | | ◎ | B |
| | (4)ごみ処理施設等のあり方の検討 | | | ◎ | B |

◎:主な取組主体 ○:取組を支援又は関係している主体